

「優先権の認否における意匠の同一の判断」に対する御意見の概要及び御意見
に対する考え方について（案）

平成 20 年 10 月
意 匠 課

	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
団体 1	101.3.1	我が国への出願の意匠に係る物品の欄の誤記等により、優先権の主張が認められない場合における、補正等による瑕疵の治癒の取り扱いについても記載してほしい。	補正等の手続は我が国の意匠登録出願に関する手続であり、補正が意匠の要旨を変更するものか否か、という判断は、（優先権証明書の記載は考慮されず）出願当初の願書及び願書に添付された図面等から総合的に判断されます（詳しくは、意匠審査基準第 8 部「願書・図面等の記載の補正」をご参照ください）。
団体 1	101.3.2.2	組物の意匠に関する優先権主張の認否における意匠の同一については、日本の組物の要件を満たさない構成物品が第一国出願に含まれており、当該構成物品を除外する場合に限るとすることが妥当ではないか。	<p>通常の意味における優先権の認否における意匠の同一の考え方と同様に考えると、諸外国において、我が国のような組物の意匠制度を必ずしも有していないことから、優先権の認否における意匠の同一の判断においてそのような制限を設けることは適切でないと考えられます。</p> <p>また、優先権主張とは別に、我が国において組物の意匠として登録を受けるためには、組物の意匠の要件を満たす必要があることから、優先権が認められたとしても、無制限な権利の設定となることはないと考えられます。</p> <p>なお、構成物品以外の優先権の認否における意匠の同一の判</p>

			断における要件である「(意匠法第8条に規定する要件)」については、より明確にするため、「(意匠法第8条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物)」と詳細な記載としました。
団体1	101.3.2.2	優先権主張を伴う我が国への組物の意匠登録出願について、第一国において構成物品同士を組み合わせた図を要求していない場合でも、日本出願時には、使用状態を示す参考図等を要求し、構成物品を組み合わせた結果を命じさせるべきではないか。	優先権の主張の有無に関わらず、我が国への組物の意匠登録出願において、組物の意匠が組み合わせた状態ではじめて統一感が認められる場合を除き、構成物品を組み合わせた図の提出は必須ではありません。
団体1	101.3.3.2	意匠が同一と認められない事例として第一国における出願が、操作画像一図のみを表わした「携帯電話機用操作画面」であり、我が国への出願が操作画像を意匠登録を受けようとする部分とし、携帯電話全体を表した「携帯電話機」である場合等の事例を追加していただきたい。	ご提案の例は、両意匠が同一と認められない例7と同旨のものとなりますので、事例の追加は控えさせていただきます。
団体1	101.3.3.1 例4 101.3.3.2 例5	文章だけでは内容が理解し難いので、参照するための図面を加えていただきたい。	優先権の認否における意匠の同一の判断は優先権証明書の記載等を総合的に判断して行われるものですので、「両意匠が同一と認められる例」として提示させていただく例と近い関係の場合であっても、優先権証明書の記載等から総合的に判断できないときは、両意匠は同一と認められないことも考えられること

			から、図例の提示を控えさせていただきます。
団体 1	101.3.4.3	「複数の取替え可能」なものについて、要件をより明確にしてほしい。	事例を、要件が明確になるよう修正いたしました。
団体 2 個人 1	101.3.4.3 事例	文案中の「図示されていない組合せの意匠 (A + b) を含めた出願であると推認される。」との記載は行き過ぎではないか。	本文の内容に沿って、事例を要件が明確になるよう修正いたしました。
団体 1	101.3.4.3 事例	認められない方の事例も追加してほしい。	認められる事例〔例 9〕に、認められない場合の例を注釈として追加しました。